

# 簡易型条件付き一般競争入札の対象となる工事等に係る 特例措置の延長について

契約課

## 1 趣旨

昨年10月から実施した特例措置が本年9月末で期限が切れるため、引き続き指名競争入札の対象設計金額を拡大する措置を半年間延長して、これまでと同様に建設工事等業者への早期の発注及び支払を行うものです。

## 2 特例措置導入の経緯

厳しい経済環境のもと、建設工事等業者より早期の発注及び支払を求められていることから、一般競争入札よりも事務手続の期間を短縮できる指名競争入札の対象設計金額を拡大することとし、昨年10月から1年間の予定で、簡易型条件付き一般競争入札の対象となる工事等の設計金額を引き上げる措置を講じてきました。

## 3 延長の理由

建設業界を取り巻く経済環境は改善が見られるものの、依然として厳しい状況も見受けられるため、公共工事の迅速かつ円滑な執行を確保することを目的に同特例措置の延長を行うものです。

## 4 延長期間

平成26年10月1日から平成27年3月31日まで

## 5 簡易型条件付き一般競争入札の対象となる設計金額（比較表）

| 工事内容                | 対象設計金額<br>(現行)            | 対象設計金額<br>(特例措置)      |
|---------------------|---------------------------|-----------------------|
| 土木一式工事設備<br>工事等     | <u>3,000万円以上</u><br>1億円未満 | <u>対象工事なし</u>         |
| 建築一式工事              | <u>3,000万円以上</u><br>3億円未満 | <u>1億円以上</u><br>3億円未満 |
| 測量、建設コンサル<br>タント業務等 | <u>1,500万円以上</u>          | <u>3,000万円以上</u>      |

\* 特例措置後の下線の金額が指名競争入札の上限額適用範囲となる。